

## 被ばく線量の分布等について

## 1. 被ばく線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1

区分(mSv)	H24.2月			H24.3月			H24.4月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
250超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	1	1
10超え～20以下	6	87	93	2	38	40	3	47	50
10以下	1,104	4,507	5,611	1,114	4,494	5,608	886	4,191	5,077
計	1,110	4,594	5,704	1,116	4,532	5,648	889	4,239	5,128
最大(mSv)	16.50	18.81	18.81	11.40	19.06	19.06	16.38	23.53	23.53
平均(mSv)	0.90	1.41	1.31	0.82	1.25	1.16	0.73	1.14	1.07

これらの数値は入域毎のAPD値の積算値を用いているが、積算型線量計による月間線量値へ置き換えること等により変動することがある。

## 2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の3月末（H23.3.11～H24.3.31）と4月末（H23.3.11～H24.4.30）までの累積線量分布の比較を表2に示す。

表2

区分(mSv)	H23.3～H24.3月			H23.3～H24.4月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
250超え	6	0	6	6	0	6	0	0	0
200超え～250以下	1	2	3	1	2	3	0	0	0
150超え～200以下	22	2	24	22	2	24	0	0	0
100超え～150以下	117	17	134	117	17	134	0	0	0
50超え～100以下	441	364	805	449	376	825	8	12	20
20超え～50以下	619	2,357	2,976	614	2,428	3,042	-5	71	66
10超え～20以下	482	2,812	3,294	493	2,893	3,386	11	81	92
10以下	1,700	12,048	13,748	1,715	12,499	14,214	15	451	466
計	3,388	17,602	20,990	3,417	18,217	21,634	29	615	644
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80	678.80	238.42	678.80	-	-	-
平均(mSv)	24.80	9.59	12.04	24.77	9.53	11.94	-	-	-

外部線量の数値は入域毎のAPD値の積算値を用いているが、積算型線量計による月間線量値へ置き換えること等により変動することがある。

### 3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

特定高線量作業従事者<sup>1</sup>の累積線量分布を表3に示す。

表3

区分(mSv)	H24.2月	H24.3月	H24.4月	H23.3月 ~H24.4月
250超え	0	0	0	0
200超え~250以下	0	0	0	0
150超え~200以下	0	0	0	0
100超え~150以下	0	0	0	0
50超え~100以下	0	0	0	242
20超え~50以下	0	0	0	163
10超え~20以下	8	2	3	47
10以下	493	503	511	62
計	501	505	514	514
最大(mSv)	17.11	11.58	16.38	93.65
平均(mSv)	1.45	1.33	1.07	46.04

(4月は特定高線量作業従事者の内、108名については入域実績なし)

#### 1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第7条の緊急被ばく限度(100mSv)が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

### 4. 経過措置適用者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

特例措置廃止後の経過措置適用者<sup>2</sup>の累積線量分布を表4に示す。

表4

区分(mSv)	H24.2月	H24.3月	H24.4月	H23.3月 ~H24.4
250超え	0	0	0	0
200超え~250以下	0	0	0	0
150超え~200以下	0	0	0	8
100超え~150以下	0	0	0	33
50超え~100以下	0	0	0	0
20超え~50以下	0	0	0	0
10超え~20以下	0	0	0	0
10以下	42	42	41	0
計	42	42	41	41
最大(mSv)	2.51	2.91	5.52	197.97
平均(mSv)	0.33	0.29	0.79	130.58

(4月は経過措置対象者の内、25名については入域実績なし)

#### 2 経過措置適用者

平成23年12月16日の電離放射線障害防止規則の特例に関する省令廃止以後も、平成24年4月30日までの間、同省令に基づく被ばく線量限度250mSvが継続して適用される者。

なお、経過措置適用者については東電社員のみが対象者である。